六～七　（略）

八　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注１及び注２の厚生労働大臣が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第３の１のイの(1)及びロの(1)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第六十六条第四項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)及び(2)又は(3)に該当すること。

(1)　指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

(2)　障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十以上であること。

(3)　指定通所基準第六十六条第三項の基準を満たしていること。

ロ　通所給付費等単位数表第３の１のイの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1)　指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

(2)　障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十以上であること。

(3)　指定放課後等デイサービスの提供時間が３時間未満であること。

ハ　通所給付費等単位数表第３の１のイの(3)及びロの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

(2)　障害児のうちに食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十未満であること。

ニ　通所給付費等単位数表第３の１のイの(4)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1)　指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

(2)　障害児のうちに食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十未満であること。

(3)　指定放課後等デイサービスの提供時間が３時間未満であること。

六～七　（略）

八　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注１の厚生労働大臣が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第３の１のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第六十六条第三項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）の施設基準

（新設）

指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

（新設）

ロ　通所給付費等単位数表第３の１のイを算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一の二に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

（新設）

指定通所基準第七十一条の二及び第七十一条の三の規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所又は指定通所基準第七十一条の四において準用する指定通所基準第五十四条の六から第五十四条の八までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）であること。

（新設）

（新設）

（新設）